

平成22年度第1回定例会

八王子市教育委員会会議録

日	時	平成22年4月14日(水)	午前9時
場	所	八王子市役所 9階	905会議室

第 1 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 2 2 年 4 月 1 4 日 (水) 午前 9 時
- 2 場 所 八王子市役所 9 階 9 0 5 会議室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 1 号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申に関する事務処理の報告について
 - 第 2 第 2 号議案 八王子市立学校教職員の措置に関する事務処理の報告について
 - 第 3 第 3 号議案 八王子市教育委員会事務局等職員人事に関する事務処理の報告について
 - 第 4 第 4 号議案 八王子市学習支援委員の解嘱に関する事務処理の報告について
 - 第 5 第 5 号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について
 - 第 6 第 6 号議案 平成 2 3 年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱について
- 4 報 告 事 項
 - ・平成 2 1 年度八王子市教育委員会表彰 (義務教育皆出席) について (教育総務課)
 - ・八王子市立学校における学校運営協議会委員について (教育総務課)
 - ・読書のまち八王子推進連絡会議委員の改選について (図書館)

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員 長	（1番）	小田原 榮
委員	（2番）	和田 孝
委員	（3番）	川上 剋美
委員	（4番）	水崎 知代
教育 長	（5番）	石川 和昭

教育委員会事務局

教育 長（再掲）	石川 和昭
学校 教育部 長	坂倉 仁
学校教育部指導担当部長	佐島 規
教育 総務 課 長	穴井 由美子
学校 教育部 主幹 （企画調整担当）	平塚 裕之
施設 整備 課 長	萩生田 孝
学 事 課 長	海野 千細
学校 教育部 主幹 （保健給食担当）	松岡 秀俊
指 導 課 長	豊田 学
指導課統括指導主事 （教育施策担当）	宮崎 倉太郎
指導課統括指導主事 （特別支援教育・教育センター担当）	藏 重 佳 治
指導課統括指導主事 （企画調整担当）	所 夏 目
指導課前任指導主事	窪 宏 孝
生涯学習スポーツ部長	榎本 茂保

生涯学習スポーツ部参事	
(図 書 館 担 当)	望 月 正 人
生涯学習総務課長	桑 原 次 夫
スポーツ振興課長	遠 藤 辰 雄
生涯学習スポーツ部主幹	
(スポーツ施設担当)	遠 藤 幸 保
生涯学習スポーツ部主幹	
(国民体育大会開催準備担当)	富貴澤 繁 幸
学 習 支 援 課 長	設 楽 いづみ
文 化 財 課 長	渡 辺 徳 康
生涯学習スポーツ部主幹	
(図 書 館 担 当)	中 村 照 雄
生涯学習スポーツ部主幹	
(図 書 館 担 当)	田 中 明 美
生涯学習スポーツ部主幹	
(こども科学館担当)	齋 藤 和 仁
教育総務課主査	町 田 和 雄
教育総務課主査	後 藤 浩 之
生涯学習総務課主査	山 野 井 寛 之

事務局職員出席者

教育総務課副主査	小 林 なつ子
教育総務課主任	川 村 直

【午前9時00分開会】

小田原委員長　それでは、大変お待たせいたしました。本日の委員は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

それでは、これより平成22年度第1回定例会を開会いたします。

私ども、この中は相変わらずの顔ぶれですが、後ろの事務局は新しい皆さんが入りまして、新鮮な気持ちで第1回をお迎えすることができまして、大変うれしく思います。よろしくお願いいたします。

なお、日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員は、3番 川上剋美委員 を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それから、議事日程中、第1号議案、第2号議案、第5号議案の3議案につきましては、審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　御異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の日程について進行いたします。

小田原委員長　まず、日程第3、第3号議案 八王子市教育委員会事務局等職員人事に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から御説明願います。

穴井教育総務課長　それでは、第3号議案につきまして御説明いたします。

教育委員会事務局の管理職に関する人事についてでございますが、権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づきまして、教育長におきまして別紙のとおり事務処理をいたしましたので、承認をお願いするものでございます。

資料の3枚目、表の形になっております第3号議案関連資料の八王子市教育委員会事務局等職員人事についてをもちに、御説明させていただきます。

まず、平成22年3月31日付転出ですが、学校教育部におきまして、石垣部長が定年退職により市長部局へ転出しております。

次に、平成22年4月1日付異動者です。転出者でございますが、学校教育部におきましては、野村次長、穂坂次長、小松主幹の3名でございます。転入者は、坂倉

部長、佐島担当部長、豊田次長、松岡主幹、藏重統括指導主事、5名、そして部内異動者は海野課長、部内昇任者は、平塚、所、並びに私、穴井となっております。

生涯学習スポーツ部につきましては、坂倉参事、若林主幹の2名が転出し、望月参事、田中主幹、富貴澤主幹が転入、部内異動者は遠藤主幹となっております。

説明は以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑並びに御意見がございましたら、どうぞ。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、お諮りいたします。ただいま議題となっております第3号議案につきましては、御提案のとおり承認するということに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第3号議案につきましては、そのように承認することにいたしました。

小田原委員長 引き続き、日程第4、第4号議案 八王子市学習支援委員の解嘱に関する事務処理の報告について、これも事務処理の報告でございます。

本案については、生涯学習総務課から御説明願います。

桑原生涯学習総務課長 第4号議案 八王子市学習支援委員の解嘱に関する事務処理の報告についてを御説明いたします。

説明につきましては、山野井主査からいたします。

山野井生涯学習総務課主査 生涯学習総務課、山野井です。

それでは、八王子市学習支援委員、宮崎純氏より、3月31日をもちまして学習支援委員の職を退任したいという旨の申し出を受けました。退任の事由は、転勤に伴うものでございます。

なお、八王子市教育委員会の権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長の専決処分として事務処理を行いました。同条第2項の規定に基づき、専決事務処理事項として報告するものでございます。また、同委員の任期は、平成22年6月30日までと残任期間が短いため、後任の委員の選任は行わないものとするもの

でございます。

説明は以上でございます。

小田原委員長 生涯学習総務課からの説明は終わりました。

本案につきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 特にないようでございますので、お諮りいたしますけれども、第4号議案につきましては、御提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認め、第4号議案につきましては、そのように承認することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程第6、第6号議案 平成23年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱についてを議題に供します。

本案について指導課から説明願います。

宮崎指導課統括指導主事 平成23年度八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱について、よろしく願いいたします。

詳細につきましては、担当の和田主査より申し上げます。

和田指導課主査 指導課、和田です。

現在、市立小学校では、平成20年度に採択しました教科書を使用しております。平成23年度に新学習指導要領が完全実施になることに伴いまして、使用する教科書も平成23年度、つまり来年度から新しくなるため、来年度から4年間、八王子市立小学校が使用する教科書についての採択を今年度実施するところであります。

本来であれば、東京都を通じまして文部科学省の採択に関する通知を受けてから、採択要綱を作成したいところなのですが、現在まだ届いていない状況です。東京都によりますと、前回の採択から大きく変わっている点はないと聞いております。通知や説明を待っておりますと、採択のための選定資料の作成にかかわる組織の立ち上げが遅れてまいりますので、本日、議案として提出させていただいたところです。

この選定資料の作成につきましては、議案の方を御覧いただきますと、第5条の4項にありますように、教科用図書選定資料作成委員会を設置いたしまして、選定資料を作成することとしております。前回、つまり平成20年度に採択した際には、新

たに文部科学大臣の検定を経た教科書がございませんでしたので、このような資料作成のための組織を立ち上げませんで、平成17年度八王子市立小学校使用教科用図書採択の際に作成しました資料を用いて採択を実施したところです。

今回は、すべて新たに検定を経た教科書であるため、すべての教科につきまして選定資料を作成することとなります。具体的には、選定資料作成委員会の下に教科別の調査部会を設けて、調査検討を行うところです。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

小田原委員長 指導課からの説明は終わりました。

本案について御質疑ございませんか。

水崎委員 先日お電話で検討を2点お願いしていたのですけれども、1点は、検討していただいた結果、私のお願いしたようになっていましたので、そこは構わないのですけれども、もう1点の方の採択の方法というところの4項、ここは「教科用図書選定資料作成委員会を置き」となっているのですけれども、そこに教科別調査部会も一緒に置くということを入れなくていいのですかと、ちょっと検討してみてくださいというお話をさせてもらったのですけれども、それは今回入っていなかったのですけれども、それは作成委員会の下に教科別調査部会を置くから入れなかったという理由なのか、それとも何かほかの理由があったのか、ちょっと御説明だけお願いしたいと思います。

宮崎指導課統括指導主事 第5条の4項のところでございます。先ほど和田の方から説明させていただきましたように、選定資料作成委員会というものが最終的に調査検討したもの、各部会が研究したものを作成委員会として報告をまとめるということで、ここでは委員会と。第10条でございます、必要な事項について教育長が別に定めるという中で、資料作成委員会の要項というものを定めてまいります。この中で、詳しく部会等のことについては定めていくということでございます。

小田原委員長 いかがですか。

水崎委員 今の説明で分かったのですが、去年、中学校の教科書採択をしたときに、一応その名称は両方入っていたもので、今回もそれは入れた方がいいのかなと、ちょっとそこを私は思ったもので、御質問させてもらったのですけれども、こういう要綱をつくる時というのは、例えば17年度に小学校の教科書採択をしていると思うのですね。そういうときの要綱を参考にしたりとか、2年前の小学校の教科書採択の要

綱とか、去年の中学校の教科書採択の要綱だとか、そういうものも参考にしてつくっているのか。ある程度、形式というのは統一した方がいいのではないかなと思います。来年また中学校の教科書採択がありますので、毎回毎回、もちろん担当する方も変わるかもしれないのですけれども、やはりこういったものはそのときそのときで変えるのではなくて、ある程度統一したような形でやっていくという、それを基本に置いてしていただきたいなと思いました。

それで、1点お願いしていた、第5条の2項については、文章を検討していただきましたので、それはそれで大丈夫だと思いますので、私からは一応それで結構です。

小田原委員長 何だっけ、今の前半の部分。前半の部分というのは第5条の4項のことなのだけど、水崎委員のそういう意見が出たのだけど、どうなのですか。そこは中学校のところと違うというのは、当然違っていいという判断があったわけでしょう。どうしてそのところを10条の方に任せていったのかという根拠があるわけでしょう。それを水崎さんはもとに戻せという、そういう御意見になるのだと思うのですよ、統一しろということは。だから、そうではなくて、変えた根拠とか理由があるわけでしょう。

佐島学校教育部指導担当部長 指導担当部長、佐島です。

変えた意図については、私の方でもきちんと確認をしているわけではないので、お答えが違う場合は、統括の方から補足をさしあげますが、今回の要綱に資料作成委員会というものを載せたということについては、教育委員会に報告をして、教科書を採択していただくに当たって、資料を取りまとめる委員会ということで、大きな要綱の中に載せていただいて、資料作成委員会については、各学校の調査結果、それから当然のことながら先ほどのお話に出ていました教科別調査部会の報告、それから教科書センターにおけるアンケートなどを参考にして選定資料をつくっていきますので、それらのことを全部要綱の中に入れていくということではなくて、一番大切な教育委員会に報告するための委員会ということで、こちらの要綱の方には資料作成委員会を置くということ載せさせていただいたというふうに考えております。

小田原委員長 統一した考え方というのは、前のは余分なところが、細かいところまでこの要綱の中にあつたから、これを落としたのだというふうに私は理解しているのですけれども、その水崎さんが言っている部分については、資料作成委員会の方の立ち上げるときの要項の中に入れればいい話なのだと、ここの中に入れることはないのだ

と、そういう統一性をとっていきこうと、これからね。前回の中学のときには、前の採用のときの流れの中で、昨年度はこういうのをつくったこととしてやっている話だから、前のまんまできているのだと、だから今回とはまた違うんだと、23年の対応については、中学校も今度はこれに合わせてくるということになるのかな。そういうことでしょう。よろしいですか。

水崎委員 はい、よろしいです。

小田原委員長 それから、その5条の2項については、私どもは全然どういうことだか分かりませんが、どうだったのですか。

宮崎指導課統括指導主事 水崎委員の方から御指摘いただいたところは、ここは「教育委員会は」というところが入っていたわけですが、第5条の最初の部分に、「教育委員会が」というところすべて出ておりますので、2項については、1種の教科書を採択するのは教育委員会でございますので、それを削除しているということでございます。

小田原委員長 4はどうなるの、4項は。

水崎委員 お願いしたのは、前に見せていただいた資料をもとに検討をということをお願いしたのですけれども、文章は、実は「教育委員会は八王子市立小学校において使用する教科書を各種目ごとに」と、こうなっていましたので、そこはもうその前置きは要らないのではないかとということで、「各種目ごとに」と、そこから始まる文章でよろしいのではないかとということでお願いをしました。

小田原委員長 そうすると、その第4項のところの「教育委員会は」というのは、これはあっても構わない。

宮崎指導課統括指導主事 はい。

小田原委員長 構わない。前のところは取った方がいいという、そういう話ではないの。

宮崎指導課統括指導主事 ございません。

小田原委員長 ああ、そう。

石川教育長 合わせるのだったら、2項だって同じことなのではないの、「教育委員会は」って。

小田原委員長 「教育委員会」は、あってしかるべきではないですか。

石川教育長 と私も思いますけどね。統一するなら、ここだって、もしそれを、教育委員会を取っちゃうのだったら、その4項の教育委員会の部分は別の表現にしなくては。

小田原委員長 その5条の頭で「教育委員会が」ってあるからということとは違うと思うのだけどね。前の文言の方がきちんとしているとなりませんか。前条に規定する種目ごとに1種の教科書を採択するものとする。

石川教育長 この5条の部分は1項に当たるのだよね。だから、そこに教育委員会があっても、ほかにも教育委員会があって、おかしくないでしょう、これは。

小田原委員長 そのこのところがよく分からなかったのだけれども。

水崎委員 実は、私は、こういう行政の文書というのはつくったことがないので、よく分からないのですけれども、八王子市教育委員会がつくっているということで、要らないのではないかと。それで、教科書採択だというのが題名に載っているの、それも要らないのではないかとこのを御意見したのと、あと、その5条の4項も、実は私は、そこは教育委員会という言葉も要らないのではないかなと思って、ただ教科別調査部会も一緒に入れてほしいと、そういうふうに私は御意見させてもらったのです。ただ、そこは、私はそういう行政文書とか詳しくありませんので、内部の方で検討をお願いしますということで預けましたので、一応、私が御意見させてもらったのは、そういうことだったので。

小田原委員長 和田委員、どうですか、こういうのはどうなるのだろうな。

和田委員 統一性があれば、別に構わないと思うのですけど。

小田原委員長 分かる話なのだよ。すっきりさせるということでいけば、もうちょっと精査する必要があるのだろうけれども。

今回これで提案されていますけど、これでいいというふうにしますか。それとも、もう1回もとに戻して、そちらの方の修正案でいきますか。

それを落としてもいいというふうに考えたのは、また変えたわけですよ、指摘されて。

宮崎指導課統括指導主事 はい。

小田原委員長 それについては、何か、それも変えた方がいいのだという話も、多分議論して、こういうふうに決定したという、決定というか、そういうふうに原案を作成したというのは、その根拠というのかな、説得力ある何かがあるのかどうか。

これになる前の文言を1回言っていたいただけますか。

宮崎指導課統括指導主事 この前は、2項ですね、2項につきましては、「教育委員会は八王子市立小学校において使用する教科書を」というふうになっておりまして、種

目、括弧、種目の説明があって、ごとに1種採択するというふうになっておりました。教育委員会から八王子市立小学校において使用する教科書までの部分について。

小田原委員長　そしたら、その前の方の文言の方がいいということにならないかな。

石川教育長　3項には教育委員会という文言は入ってない。

小田原委員長　第1項の方は、法に基づいて東京都の指導のもとにやるということであって、第2条は、今度は、八王子市の教育委員会が八王子市立学校の教科書を選ぶに当たってはこういう形でやりますよということを行っているわけだ。だから、これは前の方の形で言わないと、おかしくなる。

石川教育長　と思いますけどね。意味は通るのですけどね。

小田原委員長　意味はこれでも通るけれど、この前条に規定する種目とはまた違うわけだ。

水崎委員　実は、こういう文書を私は見るときに、前回はどうだったかなというのを見るのですね。前回は一応こういう定例会の席で議案が通っている。議案が通っているということは、それでいいって通っているわけですよ。だから、それを見て、今回はどうかなというのを見たわけなのです。そしたら、今回の場合は、例えば今の文章に関して、5条の2項に関して言えば、去年の中学校ですね、歴史の教科書採択をやった中学校ですけども、去年は「各種目ごとに」と、いきなり入ってきているのですね。それで去年通っているということは、今回もあえてここに入れなくてもいいのではないかという判断を私はしたのです。この言葉を入れることが正しいとか、正しくないとか、そこら辺は正直、私は正しい判断は自分ではできないので、ただ前回のを見て、今回はこうなのだけだということ御意見させてもらったので、そういう意味もあって、ある程度統一、基本的なものは統一をしてやっていただきたいと、御意見をさせてもらったのはそういうことなのですね。

そのときそのときで、ころころ変わるようなものであっては、こういったものはいけないのではないのかなと思ったもので、内容によったら、もちろんだんどん変わっていいものもありますけれども、やはり変えるべきものではないようなものについては、ある程度統一した形で今後やっていく必要があるのかなと思ったのと、また来年、中学校の教科書採択がありますのでね、そこら辺もやっぱりきちっと押さえておいた方が、来年また問題なく、いい形でこういう席で話し合いができるのかなと思ったもので、そういう意味で統一をとりましたので、ちょっとそれで私はお電話

で検討をということでお願いしました。あとは内容的にどれが正しいかというのは私の方では正直判断はできないので、お願いします。

小田原委員長　　どうですか。

宮崎指導課統括指導主事　　今のお話を、御審議を伺いまして、2項というところから、先ほど申し上げました部分を削除したということで、かえって統一感のない、あるいはお言葉が足りないものになるという御指摘はごもっともかなというふうに反省しております。したがって、このところにつきましては、「教育委員会は八王子市立小学校において使用する教科書を」という形で入れさせていただく形でいかがですか。

小田原委員長　　原案を修正した形で提案。

宮崎指導課統括指導主事　　お願いできればと思います。

小田原委員長　　それの方がいいと思うのですけれども、いかがですか。

ころころ変わるという言い方だと、ころころ変わるのはいかがかというふうになるのだけれども、何がいいのか、どういうふうにしていくのがいいのかということを考えて、不備なものがあれば、それは補っていく、その形が原々案のところに出てきていると思うのですよね。だから、それはあいまいな形にするのではなくて、きちんと規定として整備するというのであれば、教育委員会は八王子市の小学校の教科書を採択するに当たって、これこれこうだというふうに言っていた方がいいと思いますけどね。いかがですか。

水崎委員　　別に私は構わないのですが、ただ、私は事務局のことを思うと、やはり前もって見せていただいていた文章を、やはり私たちはしっかりそれを見て、前もって御意見をして、御意見をくださいと言われているので御意見をして、当日やっぱり臨むときには、スムーズにいくように臨みたいと思うので、やはり我々も意見があれば、事前に言えるものであれば言って、そこで内部で十分検討していただいて、そして自信を持って当日出していただいて、それを我々も納得する、納得、もちろんしなくてはいけないという意味ではなくて、理解をするという、そういう場でここはなくてはいけないのかなと思いますので、何かこういうところどころ、前もって意見できることをしないで、この場で変わっていくというのは、私は事務局には申しわけないなという気持ちが今しています。私は、事前に意見を言っておいた方がいいかなと思いましたので。

小田原委員長　それはちょっと違うのではないかな。

石川教育長　そしたら、会議は要らない。

小田原委員長　それは違うと思いますよ。

水崎委員　そうですか。

小田原委員長　ころころという言葉が妥当かどうかは別にしてもね、変えていくことは一向に構わない話で、しかも、ほかの委員の皆さんはどう受け取っているか。前もって知らされた部分を私たちは持っているわけですから、それで特に問題なかったのが、今回ここで変わってきたことについて、それはもと見ていたものと違うわけですから、変わった部分の方がよろしくないとするれば、それはまたもとに戻すという、そういう変え方は一向に構わないわけです。水崎さんが言ったから事務局が変わっちゃって、それをまたここで変えたとなると、手間をかけたから申しわけないという話は、全然違うと思いますよ。だから、今ここで話をして、水崎さんが指摘されたところと違う形になったときに、水崎さんがそれはおかしいのだということであれば、ここで議論するわけですから。

ということで、だから提案の仕方としては、水崎さんが指摘したことをこういうふうに変えて、こういうふうにしましたということも説明しないと、分かりにくいところですよ。だから、私、質問したわけですがけれどもね。だから、そのところを十分考えて御提案いただきたいというふうに思います。

水崎委員　もう一つ。今のは分かりました。ただ、そうになると、やはり前回と、去年と今回と違うというところでね、やっぱりそこら辺はしっかりした考えを持っていかないと、まずいのではないのかなと私は思うのですね。あくまでも、去年のを参考にしていく、それが正しいかどうか、そのときに見過ごされたのかどうか、そこは私は分かりませんが、やはり1回通っているものを、今回、また変えるわけですよ。だから、変えることがいい、悪いとか、そういうことではなくて、ある程度、そのときそのときでやっていくのではなくて、統一した形式というものをしっかりととっていくということは基本ではないのかなと思うので。そうしないと、何をもとに私は検討していったいいのかって分からなくなりますので、ある程度、そのときそのときで精いっぱい正しいものをつくっていくということが基本ではないのかなと思っています。だから、ぜひそこら辺はよろしく願いしたいなと思いますけど。

小田原委員長　そこら辺をよろしく願いしますって、そこら辺というのがよく分から

ないのだけれども。これはいつも、例えば校長に向かって教育長が前例踏襲はよくないのだと、これ事務局の職員にも言っている話なのです。前例踏襲ではなくて、現在の状況を考えて、昨年までやってきた事柄について、これは水崎さんもよく言う、検証して、そして正すものは正していく。だから、そこで、ころころであったって僕は構わないと思うのだけれども、変わる部分というのはあってしかるべきなのです。世の中の進展とか状況とか変化があるわけですから。その変化に合わせて、今一番いいものを制度としてつくっていかなければいけない。それが基本の考え方だと思いますよ。

石川教育長　これは内容、本質にかかわるものではないから、要するに表現の問題なのでね、あと、こちらにお任せいただけませんか。ちゃんと統一した形でやりたいと思いますので。

小田原委員長　ということで、整理しますと、第5条の2項については、きちんと書いていただけますか。

宮崎指導課統括指導主事　教育委員会は、八王子市立小学校において使用する教科書の種目（教科書の教科ごとに分類された単位）ごとに1種採択する。ただし、特別支援学級用は。

小田原委員長　そこまで。それから、第4項はこのままでいくと。

宮崎指導課統括指導主事　このままでございます。

小田原委員長　ということで、その形の原案ということにして、そのほかについていかがですか。

和田委員　要綱についてどうこうということではないのですが、来年度以降の教科書採択の事務が始まるということで、一言、事務局に申し上げておきたいということがあります。

それは、去年の中学校の教科書採択の折に、選定資料あるいは調査部会の報告を待って行ったわけですが、要するに報告が不十分であったり、調査内容が不十分であったために、教育委員会が中断し、さらに説明を求めると、そういう事態になったわけですね。したがって、やはりこれから教科書採択事務に当たっては、委員長を初め各部会の、部長になるのか、委員長になるのか分かりませんが、そういった校長先生方には、十分にそういう内容を委員長または部長なりが最終的な判断、確認をして報告できるようにということをもまずお伝えいただきたいというふうに思っています。

す。昨年は、大変あれは教育委員会としてもみっともないことだったと思いますし、あってはいけないことだというふうに思っています。

それを踏まえて2点申し上げます。1点は、今度の教科書から、かなり分量がふえてくる。そういうことを踏まえたときに、この調査委員会等の日程について、十分ゆとりを持って調査活動が行えるように進めていただきたいということをまずお願いしたいなというふうに思っています。分量がふえたということは、ただ分量がふえているだけではなくて、当然そこには新しい学習指導要領に基づいた考え方が入っているわけなので、そのこのところの説明がきちんとできるようにお願いをしたいなというふうに思っています。

それから、2つ目は、先ほどのお話を受けてということになるのですが、ぜひ資料を、先ほどはこの要綱に関して前回のものと比較しながらという話もあったのですが、やはり新たな気持ちで、要するに新しい教科書になるという、そういう観点で、昨年のものが丸写しになっているような、そういうようなことのないように、十分に、先ほど申し上げたことの繰り返しになりますけど、調査委員会や資料作成委員会の中で十分にその内容を精査していただきたい。つまり、ここでは項目そのものは、要綱でするので変わらないのですけれども、1、2、3、4、5という観点は変わらないのですけれども、やはりその観点の見方を新しい学習指導要領に基づいて行ってもらいたいということをぜひきちんとお伝えいただきたいと。時間の確保と、内容について新たな視点で取り組んでいただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

小田原委員長　よろしいですか。

意見として要望、2つ出ましたけれども、時間がない中で、教科書を何人かのグループで見てくるだろうと思うのですが、横に見ないで、1社なら1社、2社なら2社の教科書だけを見ていくために、他との表現の仕方が微妙にずれてくる。微妙というか、大分ずれてくる部分もありますけれどもね。それをどなたかが表現の部分それぞれを統一しようとするために、中身と合わない部分というのが出てくるということが起こり得るわけですよね。その指摘が結構あったというふうに思いますので、今、御指摘のように、分量がふえただけでなくて内容も膨らんでいるわけですから、そういうところの検討が非常に難しくなるだろうと。1.5倍になったら、2倍ぐらいの時間がかかるだろうというふうに思いますのでね。そこら辺、日程の方と、それから、しっかりした材料というものをそろえなければいけない。それも大変だと思

ますけれども。私たちも、全部の教科書を見ていくと、あがってくる資料がいかがかなという部分が目につきやすくなりますのでね、その点でのお話だと思いますから、よろしくお願いたします。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、先ほど統括指導主事を読み上げた形の第5条を含めて、第6号議案につきましてお諮りいたしますけれども、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第6号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 続いて、協議、議題は終わりました、報告事項となります。

まず、教育総務課から2件、御報告を願います。

穴井教育総務課長 平成21年度八王子市教育委員会表彰（義務教育皆出席）について御報告さしあげます。

担当の主査の方から御報告します。

後藤教育総務課主査 教育総務課、後藤です。

では、平成21年度八王子市教育委員会表彰（義務教育皆出席）について御報告をさせていただきます。

配付してございます資料を御覧いただきたいと思います。今年度につきましては、被表彰者が11名いらっしゃいました。資料の中に9名、上げさせていただいていまして、そのほか2名ということになってはいますが、そのほかの2名の方は、お名前等の公表を御承諾いただけなかったものですから、ほか2名という形で資料の方はつくらせていただいています。

参考といたしまして、昨年度、21年度の市立中学校の卒業生数は約4,640名、20年度の被表彰者の数ですけれども9名、若干数名、2名ふえているというところでございます。

続いて、表彰基準でございますけれども、八王子市教育委員会表彰規程第3条第3号に規定してございます、教育委員会が表彰するのが適当であると認める成績または行為があったものということで、今回、市立中学校を卒業するもののうち、小学校

及び中学校の義務教育 9 年間を通して欠席なく、かつ遅刻も早退もなく通学した生徒の方を表彰しているものでございます。

表彰式典でございますけれども、平成 22 年 3 月 30 日にとり行いました。そこには、被表彰者 11 名のうち 8 名の方、あと保護者が 6 名、そのほか事務局として、教育長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長、生涯学習スポーツ部参事、統括指導主事等、一緒に出席していただきまして、式典の方をとりました。

その後、教育長と学校教育部長とともに、この表彰者の方々と歓談を少し行いまして、その中では、幼稚園からずっと出席している方もいらっしゃったり、あとは皆出席ということを知らずして、結果として、振り返ってみたら出席できていたと。今後、高校に行っても皆出席を続けていきたいと力強く語っていただいた生徒の方もいらっしゃっておりましたし、皆さん、今回の表彰を受けて大変喜んでいらっしゃいましたので、事務局としてもよかったなというようなところでございます。

報告は以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からのまず 1 点目の報告、義務教育皆出席者についての表彰ですが、何か御意見、御質問ございませんか。

今の被表彰者の感想というのは、何か教育長、コメントはございますか。

石川教育長 この表彰を新設するに当たって、子どもたち、あるいは保護者が無理をさせるのではないかというような、そんな心配の議論がありましたけれども、そういった声は全く聞こえなかったですね。そういうことを意識しないでやっている子どもたちがほとんどだったというふうに思います。大変なこれ私は快挙だと言ったのですが、そういうのをやっぱり表彰してやるのが大事なことなのかなというふうに思いました。

小田原委員長 知らず知らずのうちに皆出席だったというね、そういうことが喜ばしいことだと思いますよね。知らず知らずと言っている、そこに日ごろの健康管理とか、あるいは意欲とか、そういうものが備わっていたのだらうと思いますけどね。11 名、昨年よりもふえたということはまた喜ばしいことだということで顕彰したいと思いません。

続いて、もう一つ、教育総務課からの御報告をお願いします。

穴井教育総務課長 それでは、八王子市立学校における学校運営協議会委員について御報告します。

では、担当の主査から報告をします。

町田教育総務課主査 教育総務課、町田です。

八王子市立学校における学校運営協議会委員についてでございますが、平成22年度学校運営協議会を設置する学校として指定決定したときに、学校運営協議会の委員を教育長が決定し、追って教育委員会定例会にて御報告することとしていたものです。

お配りしてあります資料を御覧ください。平成22年度指定校でございますが、第七小学校で10名、館小学校で10名、愛宕小学校で10名、館中学校で10名、浅川中学校で10名、松木中学校で7名、また小中一貫校としての加住小中学校として10名の学校運営協議会委員を決定しております。

平成20年度の指定校でございますが、委員の任期2年が満了しましたので、陶鎔小学校で10名、浅川小学校でも10名、元八中学校で10名、城山中学校でも10名の学校運営協議会委員を決定しております。これらの委員の任期は、平成22年4月1日から2年間でございます。

また、平成19年度、21年度指定校でございますが、栢田小学校、宮上小学校、下柚木小学校、宮上中学校の委員から辞退願が提出されておりまして、教育長において、これを解嘱しております。後任といたしまして、新たな学校運営協議会委員を教育長において決定しております。また、校長の人事異動がございました学校では、教育長において同様な事務処理を行っております。これらの委員の任期は、前任者の残任期間でありますので、1年でございます。

委員の選出の経緯でございますが、校長以外の委員につきましては、八王子市立学校における学校運営協議会委員の設置等に関する規則第4条第2項の規定に基づき、指定学校の校長から推薦がありましたので、規則第4条第4項により、これを尊重して決定しております。また、規則第4条第1項に列記してございます、保護者、地域住民、校長、学識経験者につきましては、各学校とも選出されております。

なお、委員には、教育長及び学校教育部管理職より第1回の学校運営協議会等において委嘱状を交付しているところであります。

以上で説明を終わります。

小田原委員長 教育総務課からの説明は以上ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

和田委員 ページが合っているかどうか分からないのですが、申し上げたいことは、

この委員の中に学校の教員が入っているところがありますよね。これは事務局とは違うのでしょうかね。将来的に学校運営連絡協議会そのものが教員の人事権だとか、そういったものへのことも含めて、かなりの権限を持ってくる中で、学校の教員をこの委員の中に入れておくという意味がよく分からないことと、もう一つは、もう少し広げて、その委員のかわりに、教員のほかに、ほかの方を入れてあげた方が本来の趣旨に合っているのではないかなというふうに思っているのですね。ですから、下柚木小ですか、それから宮上中、それから宮上小、それから城山中の中に、それから館小、館中、そんなことをちょっと思うのですが、その辺のところは何か校長先生方からそういうお話は何かありましたでしょうか、教員を入れることについて。

町田教育総務課主査　ここに入っている先生方は、主に主幹の先生がございまして、事務局としての立場ではございません。事務局は、副校長先生や、その他の先生方でとり行っているという形であります。校長先生からの推薦に基づいて決定しているのですけれども、校長先生の考えとしましては、一般の先生方の意見も一定程度吸い上げたいという思いの中で、そういうことをされている学校があるようです。ただいま和田委員さんの言われておりますように、10人という枠の中で当然1人とか減るわけですから、また人事に関しての意見があるときは、そのときは退席されることもあるようですけれども、そういうことを考えると、今後きちんとしておかなければいけないこととは思っております。

和田委員　教員が校長に経営だとか、いろいろな意見を言う機会は別にあるわけですね。こういう中であって教員としての意見を述べるということについて、今、説明がありましたけれども、いかがなものかというのが私の考えの中にあるので、校長先生方の考え方の中で、一方では、恐らくこの先生方は事務局も兼ねているのだと私は思いますよ、実態としては。となったときに、本当にそういう委員としての機能を果たしていけるのかということですよ。事務局が別にあって、そして、それ以外にまた委員としても発言しているということになると、これは意見の重複にもなりますし、やっぱりほかの委員とのバランスといいたいまいしょうかね、そういう意味合いで、ちょっと違ってくる部分があるのではないかなと思っておりますので、ちょっとこれを見たときに、そういう印象を受けた。ほかの学校、多くの学校が教諭の先生たちを事務局に置きながら、それ以外の人たちを委員として置いているので、そういう校長の方針、考え方がどうなのかなというあたり。機会を見て、こちらの方も確かめていきたいと

思いますけれども、その辺のところを確認する機会があったら、ぜひ確認していただきたいと思います。

石川教育長　私は和田委員とはちょっと違うのですよ。確かに事務局を置けないようなところもあるから、むしろ委員としてそこに指名をした方が、メンバーとして入れておいた方が出しやすいと、そういうこともあるのだろうというふうに思います。だけど、特に人事の問題について、私は、特定の個人を指して、この人をこっちへ動かして、あの人をこっちへ連れてこいと、こういう話はここではできないわけですから。むしろ校長たちの声を聞くところによると、そこに出ていた、事務局にしても委員の一人としても、その教員たちが自分たちの同僚のところに戻って行って、いろんな話をする中で、教員の意識改革に非常によく役立っていると、そういう声も聞こえてきますので、むしろ私は、生の委員の声を聞いて、それを伝達する、そういう役割を持つ教員が入っていても当分はいいのかなと。これが完全に定着をして、むしろ教育委員会のかわりをするような、そういう組織になってきたときには、またそれはそれで考えていけばいいわけで、いろんなあり方があっていいので、私はちょっと考え方が違うのですけれども。

小田原委員長　規定上はどうなっていますか。

町田教育総務課主査　規定の中では、先ほど説明した4種以外に、その他教育委員会が決めることとなっておりますので、その中の判断ということで、教職員は規定上、載ってございません。

小田原委員長　どうなのでしょうね。

穴井教育総務課長　その他ということで、ふさわしいというふうに教育委員会が判断すれば、入れていいというふうには思いますけれども、教育長が言っているように、今の地域運営学校の中で学校運営協議会の意見というものがきちっと教職員に伝わっているかどうかというところは、まだまだそこまで充実していないところが正直なところですので、理想像としては和田委員のおっしゃっているとおりだと思いますが、しばらくの間は、定着するまでの間は、教員がここに参加することによって、学校に地域運営学校という意識が定着するのかなというふうに考えております。

小田原委員長　ほかの委員の皆さんはどうですか。

水崎委員　地域運営学校も、協議会も、それぞれやっぱり違うのですよね、特徴というか。そして、学校の課題もいろいろ違うと思うのですね。だから、協議会によっては、

教員を入れることで、スムーズにそういった学校経営なり、学校・地域・家庭との連携なり、そういったことができるのであれば、入れることは、私は別に問題ではないのかなと思います。そこら辺は学校の校長先生たちが学校の実情をよく分かった上で、教員を入れたり、入れなかったりということがあるのかなと思うので、そこら辺は学校の判断でもいいのかなという気がしています。

小田原委員長　いいですか。望ましいというか、何が望ましいかというのはいろいろありますけどね。和田委員の言っている話は、望ましいというか、正しいというか、本来的というか、地域運営学校になったときには、教員は今度はその対象になりますから、地域運営の中には入らないはずなのですよ。ただ、今はその地域運営学校を確立していく過渡期の段階ですから、その他の中に教員も入って、教育長のお話だとか、水崎さんのお話のような形で、学校経営、地域運営の両方を動かしていく一つの手だてとしては構わないのではないかというふうな考え方で教育委員会として進めていくということで、将来的には教員はその他の中にも入らないという規定に多分なっていくだろうというふうに思いますよね。教員を育てるという意味も、それから学校の運営を組織的に進める上にも、ここに教員が今入っていることによって有効であるというところは入れて、校長の裁量を支援していくと、教育委員会が支援していくということでもって認めていくということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　はい、どうぞ。

水崎委員　4月1日からの任期ということですので、校長先生の異動のあった学校も3月の年度内にいらした校長先生の推薦でこの委員が決まったということによろしいのですね。それで、新年度の校長先生は、前任の校長先生の推薦されたその委員のもとで学校運営協議会を運営していくと、そういうやり方によろしいのでしょうか。

町田教育総務課主査　校長先生の異動する、しないに限らず、一応3月中に推薦の御案内をしていただきました。新たに来られた校長先生においては、学校とか地域の状況は直ちにはなかなか分かり得ないということで、前任の校長先生が推薦していただいた委員でやっていくと。もちろん、かわられた校長先生の方には、私の方でお話とかもさせていただいていますし、地域の状況をより早く把握していただいて、それで運営していただきたいと、そういうことであります。

水崎委員　あと一ついいですか。学校運営協議会の委員の中から、校長先生も含めてで

すけど、委員の中から、2年の任期を1年の任期にして、再任可、再任ができる、そういうようにすることは、変更ということは検討なんかされているのでしょうかと聞かれたこともあるのですね。それがいいか、悪いかというのもちよっとよく私は分からないのですけれども、そういう1年任期にしてほしいというような、そういうような御意見というのは協議会の委員からは出ているのでしょうか。実際どうなのでしょうか。

町田教育総務課主査　私の聞く限り、1年でという意見は余りありません。1年やってみて、何とか分かってくる、2年目で、ああ、これをやりたいのだという形で、2年間の発表会という形になってくるのだと思います。やっぱり1年ですと、委員さんが分かった段階で終わってしまうものですから、やっぱりもう1年というお考えもあるのでしょうか。1年の方がいいのではないですかというお話は、今のところ聞いておりません。

小田原委員長　よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　それでは、教育総務課2件の報告は終わりということで、続いて図書館から御報告願います。

中村生涯学習スポーツ部主幹　それでは、読書のまち八王子推進連絡会議委員の改選について、このほど決定いたしましたので、御報告いたします。

読書のまち八王子推進連絡会議は、市民読書活動に関する施策を総合的に検討するとともに、推進に関する諸課題の協議や調整を行う場として平成16年6月に設置されました。委員の任期は2年間となっており、現在の委員の任期が本年3月までとなっていたため、今回、委員の改選を行いました。

委員の構成は、要綱で定められており、お手元の報告事項資料の表に選出区分とありますように、一般公募による市民2名を初めとして、教育関係団体関係者と行政委員、合計16名で構成されております。

今回の改選で新たに委員としてお願いした方は6名で、一般公募の2名、小学校PTA、私立幼稚園関係が各1名、行政職員は人事異動により2名という内訳になっております。残りの10名は再任となっております。任期は、平成22年4月から平成24年3月までの2年間となります。

今回、一般公募に全部で24名が応募してきており、選考の結果、上位2名を公募

委員として選出いたしました。また、各教育団体においては、改めて読書活動などに積極的に取り組んでいる方の選出を全団体に要請したところ、再任を含めて推薦していただいたものでございます。今後、第2次読書推進計画を推進する上での課題の協議や調整等に取り組んでいく予定であります。

報告は以上です。

小田原委員長　　ただいま図書館からの報告は終わりました。

本件につきまして何か御質疑、御意見ございませんか。よろしいですか。

水崎委員　　一番長い方で4期目という方がいらっしゃるのですけれども、要綱を見ても特には載っていないのですけれども、最高何年とかって、そういうことは特には決める必要とかはないのでしょうか。

中村生涯学習スポーツ部主幹　　基本的には再任を妨げないという形で、上限を何年というのは今のところありません。今のところ長くやっていた方というのは、本当に読書に精通をされている方で、一緒に八王子をよくしていこうという気持ちでそれぞれ選出というか、出てきていただいていますので、今のところは何年というのは決定する予定はありません。

小田原委員長　　そのほかいかがですか。

水崎委員　　この中から会長を互選で決めるということになっていると思うのですけれども、それはこれからの話なのでしょうか。もう既に決まっていますのでしょうか。

中村生涯学習スポーツ部主幹　　今後、5月ごろに予定をしているのですけれども、その会議の中で互選で決めていただくという形になっています。

水崎委員　　はい、分かりました。

小田原委員長　　ほかにはいかがですか。

うちが事務局となって担当しているわけではなく、全市的な読書のまち八王子推進という、そういう組織だということを進めているものですから、広く長くというか、長くて広くいろんな方々の意見を収集できる、そういう連絡会議だというふうに考えていいのではないですかね。

では、図書館からの報告はよろしゅうございますか。

予定された報告は以上ですけれども、何か報告事項等ございますか。

坂倉学校教育部長　　事務局側では、別にございませぬ。

小田原委員長　　特にございませんか。

坂倉学校教育部長 はい。

小田原委員長 委員の皆さんの方で何かございませんか。

入学式、卒業式、皆様参加したわけなのですが、何かございませんか。

石川教育長 東京駅伝は報告しなくていいの。

小田原委員長 それも報告してもらいましょうか。中学校の駅伝大会に参加、初めて催されたのですが、その報告はございますか。男女とも3位という結果でありましたので。

所指導課統括指導主事 統括指導主事、所でございます。

実施日は3月21日でございます。全部で男子51市区町、村はございません。それから、女子は50市区の参加です。その中で男子、女子とも第3位という成績を残せましたので、御報告いたします。

石川教育長 男子が17区間、女子が16区間。男子は42.195キロです。女子の方は30キロくらいですかね。大体、終始、八王子は男女ともに上位をキープして、よく頑張っていました。こんなに上位に入るといふうには指導者たちは考えてなかったようで、みんなで大喜びをしました。大変盛会でして、1万人以上がきつと出ていたのではないかと思いますけれども、前日、大変な暴風雨がありまして、100張くらいあったテントが全部吹っ飛ばされまして、かなりなテントが途中から折れちゃってまして、もう立たないような状態の中で1時間おくれで始めましたけれども、いい大会だということで、今後も都教委としては続けたいということをおります。

小田原委員長 17区間、男子が17区間とすると、単独チームというのは不可能なわけですね。

石川教育長 大島は幾つか中学校があると思いますけれども、大島はようやく選手を集めて、男子は出られたけど、女子は出られなかったのですね。あと瑞穂も中学校は2つですかね、その中でもチームは出してきましたね。

小田原委員長 そうですか。これは市町村対抗みたいになるのですか。

石川教育長 そうです。市町村、村まで入るのですけど、村からは出てないですね。

小田原委員長 やっぱ村からは非常に厳しいから、連合チームみたいなものをつくってもいいというふうになるかもしれないですね。

石川教育長 それはそういうふうになっているのです、もともと。

小田原委員長　もともとなっていてます。そうですか。

石川教育長　ちなみに、男女とも1位が町田、2位が足立、3位が八王子。大体大きい自治体で子どもの数が多いところが強かったという、これは当たり前のことなのですからけれども。

小田原委員長　何とかに反比例するということはないですね。

石川教育長　これ人数が少ないと、かなり対等にできるのではないかと思うのですが、これだけの人数を集めるとなると、やっぱり底辺が広がってないと難しいですね。

小田原委員長　そうですよね。17人というのは厳しいですよね。夢街道駅伝も八王子はやっていることですから、東京都中学駅伝とタイアップしながら盛り上げて、底辺を広げていきたいというふうに思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

水崎委員　中学校の連合行事で11月に駅伝大会をやっているのですね。子どもたち、それを目標にみんな一生懸命練習して、そういう機会もあるということで、ここにもいい影響も出ているのではないかなと思いますので、今、委員長が言ったものとあわせて、中学生の11月にある駅伝大会もぜひ応援をさせてもらいたいなと思っています。

小田原委員長　ということでよろしくお願ひします。

先ほど言いかけた入学式、卒業式に参加されましたけれども、何か御感想は特にありますか。

川上委員　一つだけいいですか。毎年、卒業式に、それから入学式に行くのですが、そのうちの小学生の卒業式、入学式をすぐ後に見ますと、その6年間の成長って、すごく大きいと思うのですね。そのときに、小学校の卒業式に、もうこのごろは全部ではないのかもしれませんが、将来の夢を語るころがあるのですが、その夢を壇上に上がって話すときに、その内容について学校側はどこまで把握していらっしゃるかというところがちょっと気になったものですから。式典の中ですから、それにふさわしいことであってほしいなと、これは要望です。よろしくお願ひいたします。

小田原委員長　はい。そのほか。

水崎委員　特に大したことはないのですが、私、お祝いの文章をこの定例会の席でみんなで検討するというときに、ぜひ心を込めてと私はうるさく言ってしまったのですけれども、言った手前、自分はしっかりやらなくちゃと思って、ことしも卒業式も入学式も内容を前もって読んで、覚えて、当日ほぼ見ないで子どもたちの顔、保護者

の顔、先生たちの顔、地域の人の顔、しっかり見ながら話をしました。そして、心を込めて自分はやりました。そうしましたら、とてもいい反響がありました。伝わってきたと言っていました。やはり一生懸命やれば伝わることもあるのだなと思いましたので、ぜひ来年もいい文章を皆さんでまた作りながら、心を込めて臨めればいいなと思いました。

小田原委員長 家庭教育 8 か条というところはどうでしたか。

水崎委員 正直、私、卒業式の文章は読みやすかったのですが、入学式の文章はちょっと自分の感覚としっくりいかないようなところもあって、家庭教育 8 か条のあそこの文書もちょっとなあって、正直あったのですが、でも、やはりそのとおり読まなくてはいけないという規定があるみたいなので、一応読みました、そのとおりに。

小田原委員長 いいのだけれども、それが配られていたかどうかというのはどうですか。だから、突然、保護者の皆さんは何のことを言っているか分からないというような反応はなかったかということ。

水崎委員 そこは聞いてないですね、すみません。またこれからいろいろ校長会とか、そういうところで聞いてみようと思います。

小田原委員長 だから、そこら辺がね、教育長のように、配られていなければ、これから配られると思いますけれども、こういうものがあるのですよというような話をするとか、あるいは教育長は「こういうのがありますよ」と上げてみせたというのですよね。だから、そういうようなことは必要になるかもしれませんよね。だから、学校に行って、配っていればいいし、私が行ったところも、式次第もなければ、そういうものも来賓の皆さんも持ってなかったわけですから、唐突だったかなという感じはあったのですけれどもね。また、そういう工夫はする必要があるかもしれないですね。

水崎委員 あれは全員に配ると決まっていたか。

小田原委員長 それをみんなこれから教室に戻ったところで配るという学校が多分ほとんどだったのではないかなというふうに思いますね。受付で配るのではなくてね。

水崎委員 分かりました。

小田原委員長 皆さん、本当にお疲れでした。

和田委員 ちょっと感想を。細かいことを言うと切りがないのですが、2つだけお話ししておきたいと思うのですが。私も詳しく調べているわけではないのですが、非常に私の行ったところの入学式、卒業式については、かなり落ちついて行

われていたということは、本当に今学校が少し落ちついてきているのかなという感じは受けたので、それはよかったなと思っているのです。

気になっていることは何かというと、これは小学校も中学校も同じだったのですが、要するに、正しい判断なのかどうか分からないのですが、式の最後に壇上を背中にして、要するに保護者に向かって歌を歌ったり呼びかけをするというのが今流れとして出てきているのだけれども、これが変な申し合わせ事項みたいな形になって、要するに最後壇上を背中にして出ていくという、そういうことで式が終わるわけですね。そういうところが、要するに一部のそういう教職員団体の一つの方針とか何かになっていなければいいなというふうに思っていて、まだそれがどのくらい広がっているのかとか、どの程度なのか分からないのですが、一時、そういう平場でやるとか、国旗とか、あるいは式の前のところに看板を下げるとか、そういうことはなくなったにしても、何かそういうことでなければいいというのが1点ちょっと気にかかっている、これから私自身もいろんなところで調べてみたいなと思っているのが1点ですね。

それから、2点目は、これは見解の違いもあるのだろうけれども、中学校のときにこういうことがあったのですが、要するに呼名のときに、「さん」づけで呼んでいるのです。それで、担任の先生が男子の名前を呼ぶときに、「さん」づけがなかなか言いづらくて、つかえてしまった。途中でちょっと失笑があったりとかして、要するに「君」で呼んじゃったのです。それで、そういう中であって、あれを無理強いして「さん」づけにしなきゃいけないというか、要するに呼名ですので、名前を上げて、それに対して認めますよという、校長が承認するという形をつくっているのです。中学生段階で全部に「さん」づけをしてやるということが、校長の判断でやっているのでしょうか、何かちょっと違和感があって、結局はなれていない学校がそういう失笑を買うような会場があったので、呼名ということについても、またちょっと考えていく必要があるのではないかなというふうに思います。小学校なんかは、かえって「君」も「さん」も敬称もつけなくて読み上げて、きちっとやっている学校が多かったので、そういうことからすると、無理やりそういうことをする必要もないのではないかなというには思っていますけれども、これは印象ですし、これがいいとか、悪いとかということではないのですが。私自身はそんなことを2つばかり感じました。

小田原委員長　卒業式ですか。

和田委員 入学式でした。

小田原委員長 入学式で「さん」づけで呼名するというのは初めて聞いたけれどね。

石川教育長 呼名してないな。

所指導課統括指導主事 一般的には呼名はしない方向だと思います。

小田原委員長 呼名はしないの。

所指導課統括指導主事 「さん」づけの呼名はしない傾向です。

小田原委員長 呼名しない学校もあるのだよね。

石川教育長 ありますよ。あれはやっぱり校長の権限でやっているわけですから、こうしろということではなくて、今までの伝統もあるでしょうし、人数が多いところなんかは、時間短縮のために「以上何名」とかというような形でやっていることも多いのではないですかね。

和田委員 最近はやっぱ個人を尊重するという考え方があるので、名前は呼んで、その場で立ち上がらせて、一括して「以上何名」という形になっているところが多いようですけど。

石川教育長 高校は明らかに入学を許可するわけですよ、義務教育ではないから。だから、一番頭の生徒の名前から後ろの生徒まで全部呼ぶところがほとんどだと思いますけれども。でも、場合によると、「以下お手元に配付の名簿何名の入学を許可します」というような言い方をする場合もあるのですよね。いろんなやり方があって、私は、それは学校で決めることだから、いいことだと思いますけどね。

小田原委員長 その卒業式のあり方も、ひとところに比べると、だんだんと儀式に近づいてきているという、イベントでなくなってきているという傾向はあるのだけれども、和田委員の心配したような部分というのは、ちょっと調査とか研究する必要がありますね。課題として心得ていただきたいというふうに思います。

石川教育長 そういう懸念も全くないということではないと思いますけど、私は、時間の関係で戻らせるのは間が延びるからということで、そのまんま閉式の辞に移っちゃっているのだろうというふうには思いますけどね。でも、幾つかのところで聞いてみる必要はあるかもしれない。

小田原委員長 そのほかよろしいですか。何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 ありません。では、特にないようでございますので、ここで暫時休憩に

いたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退席願います。

再開は20分ということによろしゅうございますか。15分おくれで、予定を超過しております。

【午前10時14分閉会】